

◆ 市営住宅入居者および連帯保証人の皆さまへ ◆

令和6年4月1日から 連帯保証人から緊急連絡人へ変更ができます

日頃より、沖縄市政にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本市では「沖縄市営住宅条例」を改正し、令和6年4月1日からは入居時に求めていた「連帯保証人」を不要とし、代わって「緊急連絡人」を届け出ることになりました。

また、現時点での「入居者」及び「連帯保証人」も手続きを経て、「連帯保証人」を解除し「緊急連絡人」へ変更することが可能となります。

つきましては、下記をご覧ください、変更を希望される方はお手続きください。

Q1. 必ず「緊急連絡人」へ変更しないといけないのですか？

A1. 必ず変更する必要はございません。

変更の希望がなければ、必要はございません（「連帯保証人」のままでも構いません）。
変更を希望する場合には、「緊急連絡人」への変更手続きが必要になります。

Q2. 条例の改正によって「連帯保証人」は自動的に解除されますか？

A2. 条例改正により自動的に「連帯保証人」が解除されるわけではありません。

解除を希望する場合には、「連帯保証人」と入居者での話し合いのうえ、新しい「請書」及び「緊急連絡人届」の提出が必要になります。 (Q9参照)

Q3. 「緊急連絡人」とは？「連帯保証人」と何が違うのですか？

A3. 「緊急連絡人」は、「入居者」の金銭債務（家賃、駐車場使用料、修繕費等）についての支払義務はなく、市が協力依頼する方のことです。

「連帯保証人」は、名義人と連帯して金銭債務の支払義務がありますが、「緊急連絡人」は金銭債務の支払義務はありません。

Q4. 「緊急連絡人」への変更前の、すでに発生している滞納された家賃等は、どうなりますか？

A4. 金銭債務として元の「連帯保証人」に残ります。

条例改正により「連帯保証人」から「緊急連絡人」へ変更しても、すでに発生している金銭債務が消えることはありません。

※裏面に続きます

Q5.「緊急連絡人」は誰を選べばいいですか？

A5. 親族である必要はなく、「入居者」本人と連絡がすぐに取りれる信頼できる間柄であれば問題はありません。

「入居者」とすぐに連絡が取れる信頼のできる人であれば、友人や知人、会社の同僚や上司などのほか、法人やその他団体を選任することもできます。

Q6.「緊急連絡人」がない場合はどうすればいいですか？

A6.「緊急連絡人」の届出が出来ない場合でも居住することは出来ます。

「連帯保証人」に代わる「緊急連絡人」の届出が出来ない事で、入居を拒むことはありませんが、台風等の災害時における緊急的な安否確認等に必要ですので、「緊急連絡人」の届出にご協力をお願いします。

Q7.「緊急連絡人」の条件とは？

A7.「緊急連絡人」になれる条件は以下のとおりです。

- ① 国内在住で、名義人と住所または居所が同じでないこと。
- ② 18歳以上であること。
- ③ 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でないこと。
- ④ 市や市営住宅管理者から求められた役割に協力できること。

Q8.「緊急連絡人」に求められる役割とは？

A8.「緊急連絡人」に求められる役割は以下のとおりです。

a:「入居者」が火災や事故等において安否確認等の緊急の連絡が必要な時の協力。

b:「入居者」が死亡、無断で退去した等で連絡がつかない時の協力。

c:その他市長が特に必要と認める事項に関する対応または協力。

※上記事項の際にはご協力をお願いします。

Q9.「連帯保証人」から「緊急連絡人」への変更手続きは、何をすればいいですか？

A9. 必要書類等を準備し手続きしてください。

新しい「請書」及び「緊急連絡人届」の提出が必要になります。

*ご持参いただくもの・・・緊急連絡人の住民票（抄本）

※新しい「請書」及び「緊急連絡人届」の用紙は、沖縄市役所6階住まい建築課管理係窓口又は沖縄市営住宅指定管理者の窓口にて用意しております。

(お問い合わせ先)
沖縄市住まい建築課管理係
TEL:098-939-1231